

3/18 (月) の発表

報道発表資料の配付日時 3月18日(月) 15時00分

発表項目 (行事名)	令和6年度文部科学大臣表彰（子供の読書活動優秀実践校等）の決定について		
記者レクのお知らせ	(実施日時) 月 月-() 時～	発表者	
		発表場所	
概 要	<p>令和6年度文部科学大臣表彰（子供の読書活動優秀実践校等）について、道内からは、次のとおり被表彰者等が決定されましたのでお知らせします。</p> <p>1 優秀実践校・園</p> <p>(1) 上士幌町認定こども園 河東郡上士幌町字上士幌東3線238(電話：01564-2-3686)</p> <p>(2) 登別市立西陵中学校 登別市片倉町5丁目12-1(電話：0143-85-5041)</p> <p>(3) 松前町立松前中学校 松前郡松前町博多265(電話：0139-42-2125)</p> <p>(4) 北海道札幌あいの里高等支援学校 札幌市北区あいの里4条7丁目1-1(電話：011-770-5511)</p> <p>2 優秀実践図書館</p> <p>(1) 枝幸町立図書館 枝幸郡枝幸町本町880-3(電話：0163-62-2269)</p> <p>(2) 弟子屈町図書館 川上郡弟子屈町中央2-4-1(電話：015-482-1616)</p> <p>3 優秀実践団体</p> <p>(1) 絵本読み語りグループ「マシュマロ」(函館市) 函館市美原4-18-18(電話：0138-46-6400)</p> <p>(2) E本よもう！どらねこ倶楽部(池田町) 中川郡池田町字清見132(電話：015-572-2198)</p> <p>4 表彰式 令和6年4月23日(火)13時～17時 令和6年度子どもの読書活動推進フォーラム内で実施 会場：国立オリンピック記念青少年総合センター (東京都渋谷区代々木神園町3-1)</p> <p>5 参考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本表彰は、読書活動の一層の推進に資するため、子供が積極的に読書活動を行う意欲を高める活動について優れた実践を行っている学校・園・図書館・団体（個人）を文部科学大臣が表彰するもので、今回から「園」も対象となりました。 <p>【添付資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文部科学大臣表彰（子供の読書活動優秀実践校等）の被表彰校等における実践の概要 ・子供の読書活動優秀実践校・園・図書館・団体（個人）表彰要項 		
参 考	文部科学省において、3月18日(月)14時00分に本表彰の被表彰者一覧の報道発表が行われております。		
報道(取材)に当たって			
担 当 (連絡先)	教育庁生涯学習推進局社会教育課（担当者：課長補佐（地学協働推進）五十嵐） TEL ダイヤルイン 011-204-5744 内線 35-503 TEL 公用スマホ 011-585-6104 内線 44758		

文部科学大臣表彰（子供の読書活動優秀実践校等）の被表彰校等における実践の概要

種 別	優秀実践校・園・図書館・団体（個人）
学校・園	上士幌町認定こども園
	登別市立西陵中学校
	松前町立松前中学校
	北海道札幌あいの里高等支援学校
図書館	枝幸町立図書館
	弟子屈町図書館
団体	絵本読み語りグループ「マシュマロ」（函館市）
	E本よもう！どらねこ倶楽部（池田町）

1 優秀実践校・園（1園・3校）

学校名	主な取組内容
<p>上士幌町認定こども園</p> <p>実践開始 平成 27 年度</p> <p>学級数 7 学級</p> <p>園児数 163 人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 園長、図書担当教諭、保育教諭のほか、全職員で幼児が本に親しみやすい運営体制を整備 ○ 日常的に諸活動や行事の前後に絵本や紙芝居などを活用し、全職員による「おすすめ絵本」の定期的な紹介、ボランティアや地域の中学校・高校の生徒による読み聞かせのほか、国際理解教育や異文化交流を目的として、外国語の絵本を使ったALTや地域の外国人による読み聞かせを行うなど、多様な取組を実施 ○ 保育者の資質向上や保護者の意識向上のための絵本に関する研修会の実施
<p>登別市立西陵中学校</p> <p>実践開始 令和 3 年度</p> <p>学級数 6 学級</p> <p>生徒数 116 人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校図書館全体計画で位置付けられた図書担当教諭と専任の学校司書、各教科担当教諭及び図書委員会生徒による全校的な運営体制の整備 ○ 市立図書館との定期的な情報交換や、司書教諭、学校司書、市立図書館司書の合同研修による学校図書館機能の充実 ○ 全校一斉の朝読書や昼の放送を活用した読み聞かせ活動等の推進、学校図書館全体計画に基づく学校司書と連携した学校図書館の授業への活用 ○ 学校司書と図書委員会の生徒が連携し、行事や季節に合わせた本の展示や、本を借りてスタンプを集めるとカプセルトイに挑戦できる企画など、生徒を呼び込む取組を展開
<p>松前町立松前中学校</p> <p>実践開始 平成 27 年度</p> <p>学級数 6 学級</p> <p>生徒数 76 人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校司書、教科担当教諭及び生徒会図書委員による運営体制を整備し、町内小学校 3 校及び町立図書館と資料の相互貸借連携 ○ 学校図書館全体計画や活用年間計画に基づき、町立図書館からの貸出支援を受けながら学校図書館を活用した授業を実施 ○ 調べ学習で学校図書館を活用するほか、生徒の読書意欲の向上や自主的な読書活動を促進するため、POPコンテスト、ビブリオバトル、人気本の総選挙、テーマ別図書の福袋形式の貸出等の多彩な取組を実施

<p>北海道札幌あいの里 高等支援学校</p> <p>実践開始 平成 28 年度 学級数 25 学級 生徒数 181 人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 司書教諭を中心とし、文化情報部の教諭や文化委員の生徒たちとの連携体制の下、全ての生徒が読書に親しむことができる環境整備を推進 ○ 2階のオープンスペースに学校図書館を配置し、車椅子でも活用しやすいよう通路を広くしたほか、視覚障害や読字障害のある生徒のためにリーディングトラッカーやマルチメディアDAISYも整備するなど、困難を抱えた生徒たちでも読書がしやすい環境を工夫 ○ 生徒会文化委員会の取組として、おすすめ図書のPOP作成や国語科の授業と関連付けた展示など、日常的に生徒の読書への興味関心を高める取組を実施
--	--

2 優秀実践図書館（2館）

図書館名	主な取組内容
<p>枝幸町立図書館</p> <p>設 立 明治 36 年</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町内の小・中学校への図書の貸出しや、移動図書館バスによる保育所、認定こども園、各小学校への巡回 ○ 町内の小中高生を対象とした読書感想文、感想画、POPの3分野でのコンクールの実施 ○ 子供向けの館内イベントや図書館見学等の実施、及びそれら各種図書館活動のInstagramを活用した広報活動の展開
<p>弟子屈町図書館</p> <p>設 立 平成元年</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町内の保育園、こども園、小・中学校への移動図書館バスによる巡回や読み聞かせ会の実施 ○ 乳児向け絵本パックの貸出しやぬいぐるみお泊り会の開催、月1回の中学校図書館の訪問、図書館見学の受入れなど、年齢に合わせた読書活動の支援 ○ 布の絵本や点字図書を作成するボランティアサークルとの連携による障害のある子供等への支援

3 優秀実践団体（2団体）

団体名	主な取組内容
<p>絵本読み語りグループ 「マシュマロ」（函館市）</p> <p>設 立 平成 8 年 会員数 11 人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市内の小学校、保健センター、児童向け公共施設等で絵本や紙芝居の読み聞かせを行うほか、大人向け朗読会等を実施 ○ 目の不自由な方向けに朗読の録音テープを作成し図書館に寄贈 ○ 毎月研修会を行い会員の技量を高めるほか、教育関係者などに読み聞かせの指導を行うなど、長年にわたり、他の団体の模範となる活動を展開
<p>E本よもう！どらねこ 倶楽部（池田町）</p> <p>設 立 平成 13 年 会員数 10 人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町のブックスタート事業に導入時から参画し、選書から運営まで協力しているほか、保育園、小学校、子どもセンター、高齢者施設などでの読み聞かせの実施や、小学校の図書館の環境を整備 ○ 町立図書館の図書館まつりや地域のイベントへの参加・協力 ○ 近隣町の図書館や保育園等で読み聞かせを指導するなど、地域の子供の読書活動の推進に広く貢献

（学級数、園児・児童・生徒数及び会員数は、令和 5 年（2023 年）5 月 1 日現在）

子供の読書活動優秀実践校・園・図書館・団体（個人）表彰要項

平成21年11月24日
文部科学大臣決定
平成28年10月7日
一部改正
令和5年8月4日
一部改正

1 趣 旨

この要項は、子供が、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことができないものである読書活動の一層の推進に資するため、国民の間に広く子供の読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子供が積極的に読書活動を行う意欲を高める活動において特色ある優れた実践を行っている学校・園・図書館・団体及び個人（以下「学校等」という。）に対し、その実践をたたえ文部科学大臣が行う表彰に関して必要な事項を定めるものとする。

2 表彰の対象

表彰は、次に該当するもののうち、子供の読書を推進する活動が顕著に優秀と認められる学校等に対して行うものとする。

〔学 校・園〕

各道府県の域内に所在する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校及び特別支援学校、幼稚園、認可保育所、認定こども園（全類型）

〔図 書 館〕

各道府県の域内に所在する図書館法第2条に規定する公立、私立の図書館（団体（個人））

各道府県の域内に主たる事務所が所在する団体又は各道府県の域内に住所を有する個人

3 推薦基準

都道府県又は都道府県教育委員会は、次に定める推薦基準により被表彰候補学校等の推薦を行うものとする。

〔学 校・園〕

域内において、子供の読書、学校図書館の活用、絵本や物語などに親しむ取組、図書館等との連携など読書を推進する近年の活動が顕著に優秀と認められること。

〔図 書 館〕

域内において、子供の読書を推進する活動が顕著に優秀と認められること。
〔団体（個人）〕

域内において、子供の読書を推進する活動が顕著に優秀と認められること。
〔共通事項〕

過去10年以内に本要項に基づく文部科学大臣表彰（廃止された読書活動優秀実践校表彰実施要項、及び子どもの読書活動優秀実践図書館・団体（者）表彰要項に基づく文部科学大臣表彰を含む。）を受けたことのある学校等又はこれに類する文部科学大臣（又は文部大臣）表彰を受けたことのある学校等を除く。

4 推薦手続

都道府県又は都道府県教育委員会は、次に定めるところにより文部科学大臣に推薦を行うものとする。

なお、推薦に際しては別紙「優秀実践校、優秀図書館及び団体（個人）表彰推薦書」を作成し、文部科学省に提出するものとする。

〔学 校・園〕

推薦基準を満たす域内に所在する国立、公立及び私立の学校・園の中から4校・園を限度として推薦する。この場合、都道府県教育委員会は、国立学校及び私立学校等については、附属学校を置く国立大学長及び都道府県知事に推薦を求めることができる。

〔図 書 館〕

推薦基準を満たす域内に所在する図書館のうち、選考のうえ原則として1館（ただし、社会教育調査において図書館数が100館を超える道府県にあっては2館以内、300館を超える東京都にあっては4館以内）を推薦する。

なお、選考に当たっては、都道府県又は都道府県教育委員会に関係者からなる選考委員会を設け、その議を経るものとする。

〔団 体（個人）〕

推薦基準を満たす域内に主たる事務所が所在する団体又は域内に住所を有する個人のうち、選考のうえ原則として1団体（人）（ただし、人口500万人を超える道府県にあっては2団体（人）以内、人口750万人を超える道府県にあっては3団体（人）以内、東京都にあっては4団体（人）以内）を推薦する。この場合、都道府県又は都道府県教育委員会は、読書活動の推進を図る団体等に推薦を求めることができる。

なお、選考に当たっては、都道府県又は都道府県教育委員会に関係者からなる選考委員会を設け、その議を経るものとする。

5 被表彰学校等の審査及び決定

本要項4により推薦された学校等について、学識経験者の意見を聞いて審査を行い、文部科学大臣が被表彰学校等を決定する。

なお、被表彰校等の数は、次の各号に定めるところとする。（1）学校・園については、190校・園程度（各道府県4校・園）とする。

- (2) 図書館については、原則56館以内とする。
- (3) 団体又は個人については、原則60団体（人）以内とする。

6 表彰の期日等

文部科学省において別に定める。

7 表彰の取消し

次に該当する場合は、表彰を取り消すことができる。

- (1) 被表彰候補学校等に関する推薦書に不実な記載があると判明したとき。
- (2) 被表彰学校等において、本表彰の趣旨を損なう行為があったとき。

附 則

- 1 この決定は、平成21年11月24日から実施し、平成22年度の表彰から適用する。
- 2 読書活動優秀実践校表彰実施要項（平成13年5月8日文部科学大臣決定）は、廃止する。
- 3 子どもの読書活動優秀実践図書館・団体（者）表彰要項（平成14年2月28日文部科学大臣決定）は、廃止する。
- 4 子どもの読書活動優秀実践図書館・団体（者）推薦要領（平成14年2月28日スポーツ・青少年局長決定、生涯学習政策局長決定）は、廃止する。

附 則

この決定は、平成28年10月7日から実施し、平成29年度の表彰から適用する。

附 則

この決定は、令和5年8月4日から実施し、令和6年度の表彰から適用する。